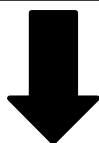


《伊勢市児童手当 年齢到達および卒業等に関する 第3子以降加算 手続き要否フローチャート》

現在、伊勢市から児童手当を受給している方（公務員を除く）で、以下のいずれかの子がいますか？

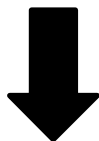
- ・ 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したことにより令和7年4月1日から児童手当が支給対象外となる子
- ・ 令和7年3月に短期大学・専門学校等を卒業予定であった子



はい

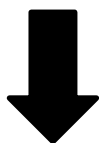
令和7年4月1日以降も、その子を引き続き監護しますか？

※監護とは日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつ、その生活費を負担していく（仕送りまたは家賃・食費等を経済的に負担する）ことを指します。



はい

その子（18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後、22歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する前）と児童手当が支給対象の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する前）を含めて3人以上子を監護している場合



はい

「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です



いいえ

いいえ

いいえ

手続きは不要です